

証券コード 3136  
2023年6月14日  
(電子提供措置の開始日2023年6月7日)

株 主 各 位

北海道札幌市白石区北郷四条13丁目3番25号  
株 式 会 社 エ コ ノ ス  
代表取締役社長 長 谷 川 勝 也

## 第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第48回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

**当社ウェブサイト**

<https://www.eco-nos.com/>



上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」「IRニュース」「IR資料」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

**札幌証券取引所ウェブサイト**

<https://www.sse.or.jp/listing/list>



上記ウェブサイトアクセスいただき、「アンビシャス市場」の「3136 株式会社エコノス」をご  
選択後、「提出書類一覧」にある「株主総会招集通知等」欄の「招集通知」よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使できますので、お手数ながら株主総会  
参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水  
曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時  
\*受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。
2. 場 所 北海道札幌市中央区南九条西1丁目 ホテルノースシティ 2階「藻岩の間」  
\*末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。  
昨年と同じホテル及び同じ階ですが、会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。
3. 目的事項  
報告事項 第48期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役3名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも社会経済や個人消費活動の正常化に向けた動きが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー価格の高止まりや、各国の金融政策による円安基調の長期化により消費者物価の上昇が続き、経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社が主たる事業としているリユース業界においては、物価上昇の影響を受けた節約志向やSDGsに対する意識の向上からリユース品の需要が増加し、市場の拡大が順調に進んでおります。

このような経営環境の中で、当社においては前年度に引き続き趣味性の高い商品の販売が好調に推移したこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少していた衣料品等の売上が復調してきたこと、インターネット販売を継続して強化したこと等により売上高は好調に推移しました。さらに、コストコントロールの継続的な徹底により、前事業年度を大きく上回る利益を確保することができました。一方で新型コロナウイルス感染症の影響や社会保険の適用拡大もあり、一部で人手不足となる状況も見られたことから、採用活動、人材育成の強化及び従業員の待遇改善に取り組んでおります。

また、第1四半期会計期間において関係会社株式の売却による特別利益36,122千円を計上しております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高4,192,472千円（前年同期比5.5%増）、営業利益190,220千円（前年同期比21.2%増）、経常利益144,237千円（前年同期比27.1%増）、当期純利益171,203千円（前年同期比61.9%増）となり、各利益において過去最高益となりました。

### (リユース事業)

リユース事業におきましては、新型コロナウイルス感染症がもたらした巣ごもり消費の拡大による本など一部商品の販売増加については落ち着きをみせたものの、楽器やホビー関連などの趣味性が高い商品の販売が前年度に引き続きたいへん好調に推移したこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少していた衣料品等の売上についても回復してきたこと、インターネットによる販売も順調なこと及び物価上昇の影響等によるリユース品の需要増加により既存店の売上高が前年同期比107.0%と好調に推移しました。また、リユース品の買取については、店頭買取が好調であったことに加え、出張買取を強化したこと等もあり、前年同期比111.6%とたいへん好調に推移しました。なお、当事業年度より本格的に開始しました家財整理事業を含んでおります。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高4,188,857千円（前年同期比7.0%増）、営業利益は416,736千円（前年同期比24.9%増）となりました。

当事業年度末現在におけるリユース事業の各事業部別の店舗数は次表のとおりであります。

(単位：店)

	ブックオフ事業部	ハードオフ事業部				ハードオフ事業部計	合計
		ハードオフ	オフハウス	ホビーオフ	ガレージオフ		
店舗数	17	15	17	16	1	49	66

(注) ブックオフ事業部の店舗数にはインターネット販売の1店舗を含みます。

### (その他の事業)

その他の事業には、不動産事業とグリーン住宅ポイントの商品交換事業を含んでおりますが、グリーン住宅ポイントの商品交換事業については、商品交換申込の受付は2022年2月をもって終了し、商品交換についても2022年4月に完了しました。また前事業年度においてその他の事業に含んでいたiPhoneの修理等を行うリペア事業については、2021年7月に終了しております。

以上により当事業年度の業績は売上高3,615千円（前年同期比93.7%減）、営業利益2,615千円（前年同期比94.3%減）となりました。

当期の事業区分別売上高は次のとおりであります。

区 分	売 上 高		
	金 額	構 成 比	前年同期比
リユース事業	4,188,857千円	99.9%	7.0%
ブックオフ	1,146,175千円	27.3%	0.5%
ハードオフ	877,710千円	20.9%	10.3%
オフハウス	1,233,226千円	29.4%	7.2%
ホビーオフ	742,877千円	17.7%	13.7%
ガレージオフ	29,251千円	0.7%	14.4%
ロジスティクス事業	89,370千円	2.1%	16.3%
3R事業	70,245千円	1.7%	△5.2%
その他	3,615千円	0.1%	△93.7%
合 計	4,192,472千円	100.0%	5.5%

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の総額は、52,781千円で、その主要なものはリユース事業既存店舗の設備改修であります。

## (3) 対処すべき課題

当社が属するリユース業界は、年々市場規模が拡大していくと予測されておりますが、競争が激化しているため、同業他社及びインターネット個人間取引との差別化が重要なポイントになっております。また、2020年に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大はようやく終息に向かいつつあるものの、2022年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻等によるエネルギー価格の高騰及び円安の進行による物価の上昇などにより、わが国経済の先行きは不透明な状況が継続すると予測されますので、今後もそれらの影響について留意する必要があります。

このような事業環境の中、当社は、以下のような課題に取り組んでおります。

(リユース事業)

フリーマーケット用アプリの普及等により、リユース業界の市場規模は拡大しておりますが、それと同時に、業界を取り巻く環境は大きく変化しております。

当社は、現在のリユース事業における課題は、「沢山のお客様にお店まで足を運んでいただくこと」と考えております。

そのために必要な要素としまして、①魅力的な商品を豊富に取り揃えること、②お客様が安心して取引できること、③その商品をいかに多くのお客様の元に届けるかということの3点であると認識しております。

①につきましては、魅力的な商品とは、お客様が値段以上の価値を見出せる商品だと考えております。リユース事業は、リユース品の買取を増やしていくことが肝要であります。お客様が当社店舗を信頼し、当社が適正な査定を行いご提示する買取価格に十分に納得されたうえで商品を買っていただくためには、高度な商品知識及び接客レベルが必要となります。また、買取させていただいた商品を加工し、商品の魅力を一層高めることもリユース業界において必須のスキルといえます。このような買取及び加工によって集まった商品の内容や状態を正しく理解し、それぞれに相応しい販売価格をもってお客様の元に届けることまでが魅力的な商品作りの一環であると考えております。

②につきましては、店舗においてはお客様と対面できるメリットを活かして、丁寧な商品の説明や買取査定結果の案内を行うことによって、お客様が安心、かつ、満足してお買い物ができるように従業員一同が接客に努めております。一方、インターネット販売においては対面で接客できないことを念頭に置いて、商品販売前のご質問にしっかりと回答することや、万が一、アクシデントが発生した時に迅速な対応に努めるなど、対面販売に劣らない接客対応を心掛けております。

このように、リユース品の販売を業とするプロフェッショナルとしての自覚を持つことによって、インターネット個人間取引にはないお買い物の安心感を提供してまいります。

③につきましては、買取後のリユース品の迅速な商品化というスピードの観点と、店舗販売を中心としつつインターネット販売による併売体制を強化することで、より多くのお客様への販売機会を獲得するという集客方法の観点の両面から対処すべきだと考えております。

インターネット取引は年々増加傾向にあり、今後も引き続きインターネット販売にも積極的に取り組んでまいります。

以上の課題に対応するため、当社では独自の業務マニュアルを作成し、各店舗にて活用するとともに、パート・アルバイトスタッフを含めた全従業員が業態ごとに実施する商品勉強会に頻繁に参加することや、接客レベル向上のための研修を定期的実施することなどの従業員教育を通じて、商品の買取・加工・販売に関する最新の専門知識の習得に努めております。

当社は、今後の競争の激化が予想される中、高い商品知識と接客レベルを備えることによって、「地域で一番のお店」とお客様からご支持をいただくことを目標として、引き続き徹底した人材育成に努めてまいります。

#### （経営全般）

当社は、安定的な成長を続けるリユース事業において収益の拡大を続けながら、リユース関連の様々な事業等に取り組んでまいります。

リユース事業においては安定的な収益の拡大を達成するために、既存店舗の売上拡大施策の強化と買取拡大施策の強化に加え、費用対効果の検証を強化し、店舗オペレーションの効率的な運用及び適材適所の人員配置によってコストコントロールを徹底していくことにより、収益率の向上に努めてまいります。また、リユース関連の様々な事業等に取り組んでいくために市場環境の変化を素早く的確に捉えることにより適時適切な投資を行ってまいります。さらに、優秀な人材の確保のため、研修制度等により人材育成の充実を図るとともに公正かつ透明性の高い人事評価制度の整備を引き続き行ってまいります。

今後の企業活動においては、業績の向上はもとより企業の社会的責任がより一層求められます。引き続き内部統制システムの運用、内部監査体制の強化、反社会的勢力排除に向けた取り組みの強化等、これまで以上に透明性が高く、健全かつ強固な基盤から構成される経営体制の確立を目指してまいります。また、リユース事業は二酸化炭素の排出低減に繋がる環境にやさしいビジネスであり、当社の事業自体がSDGs目標「12. つくる責任つかう責任」の達成に大きな役割を果たすことができると考えております。これからもリユースを通じ、SDGsをはじめとする社会課題の解決に貢献できるよう努めてまいります。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第45期 (2020年3月期)	第46期 (2021年3月期)	第47期 (2022年3月期)	第48期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 ( 千 円 )	3,693,653	3,778,300	3,973,669	4,192,472
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△138,871	4,524	113,512	144,237
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△188,021	51,702	105,741	171,203
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△213.77	42.42	81.71	129.94
総 資 産 ( 千 円 )	2,466,069	2,831,254	2,862,278	2,753,651
純 資 産 ( 千 円 )	109,031	373,764	497,682	672,750
1株当たり純資産(円)	119.12	290.85	378.71	510.26

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第47期の期首から適用しており、第47期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。



(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社は、リユース事業としまして中古品（リユース品）の仕入・販売を行うブックオフ、ハードオフ、オフハウス、ホビーオフ、ガレージオフの店舗営業を行っております。

リユース事業の各業態で取り扱っている商品は、次のとおりであります。

業 態 名	取扱商品及び事業内容
ブ ッ ク オ フ	書籍・CD・DVD・ゲームソフト等
ハ ー ド オ フ	パソコン・オーディオ・ビジュアル・楽器・腕時計・カメラ・各種ソフト等
オ フ ハ ウ ス	ブランド品&アクセサリ・家具・インテリア・ギフト・生活雑貨・婦人服・ベビー&子供服・スポーツ用品・白物家電・アウトドア用品等
ホ ビ ー オ フ	ホビー・トレーディングカード・その他玩具全般等
ガ レ ー ジ オ フ	タイヤ・ホイール・カーオーディオ・パーツ・アクセサリ・カー用品等

(7) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

本 社	北海道札幌市白石区北郷四条13丁目3番25号
-----	------------------------

66店舗（27事業所）

店舗名	所在地	店舗名	所在地
ブ ッ ク オ フ 札 幌 伏 古 店	北海道札幌市東区	オ フ ハ ウ ス 札 幌 伏 古 店	北海道札幌市東区
(併設) ブ ッ ク オ フ 札 幌 北 41 条 店 オ フ ハ ウ ス 札 幌 北 41 条 店	北海道札幌市東区	(併設) ブ ッ ク オ フ 札 幌 光 星 店 ホ ビ ー オ フ 札 幌 光 星 店	北海道札幌市東区
ブ ッ ク オ フ 川 下 店	北海道札幌市白石区	ブ ッ ク オ フ 札 幌 菊 水 元 町 店	北海道札幌市白石区
(併設) ブ ッ ク オ フ 札 幌 南 郷 20 丁 目 店 ハ ー ド オ フ 札 幌 南 郷 20 丁 目 店 オ フ ハ ウ ス 札 幌 南 郷 20 丁 目 店 ホ ビ ー オ フ 札 幌 南 郷 20 丁 目 店	北海道札幌市白石区	(併設) ブ ッ ク オ フ 札 幌 あ い の 里 店 ハ ー ド オ フ 札 幌 あ い の 里 店 オ フ ハ ウ ス 札 幌 あ い の 里 店 ホ ビ ー オ フ 札 幌 あ い の 里 店	北海道札幌市北区
(併設) ハ ー ド オ フ 札 幌 北 都 店 ホ ビ ー オ フ 札 幌 北 都 店	北海道札幌市白石区	(併設) ブ ッ ク オ フ 札 幌 中 の 島 店 ハ ー ド オ フ 札 幌 中 の 島 店 オ フ ハ ウ ス 札 幌 中 の 島 店	北海道札幌市豊平区
ブ ッ ク オ フ 札 幌 月 寒 東 店	北海道札幌市豊平区		
ハ ー ド オ フ 札 幌 川 沿 店	北海道札幌市南区		

店舗名	所在地	店舗名	所在地
(併設) ブックオフ札幌平岡店 オフハウス札幌平岡店 ホビーオフ札幌平岡店	北海道札幌市清田区	(併設) ブックオフ菊水ロジ店 (ロジスティクスセンター)	北海道札幌市白石区
(併設) ブックオフ岩見沢店 ホビーオフ岩見沢店	北海道岩見沢市	(併設) ブックオフ江別店 ホビーオフ江別店	北海道江別市
(併設) ハードオフ旭川西店 オフハウス旭川西店 ホビーオフ旭川西店	北海道旭川市	(併設) ブックオフ小樽インター店 オフハウス小樽インター店 ホビーオフ小樽インター店	北海道小樽市
(併設) ハードオフ旭川パルプ店 オフハウス旭川パルプ店 ホビーオフ旭川パルプ店 ガレージオフ旭川パルプ店	北海道旭川市	(併設) ブックオフ滝川店 ハードオフ滝川店 オフハウス滝川店 ホビーオフ滝川店	北海道滝川市
(併設) ハードオフ北見南大通店 オフハウス北見南大通店 ホビーオフ北見南大通店	北海道北見市	(併設) ブックオフ帯広西5条店 ハードオフ帯広西5条店 オフハウス帯広西5条店 ホビーオフ帯広西5条店	北海道帯広市
(併設) ハードオフ釧路鳥取大通店 オフハウス釧路鳥取大通店 ホビーオフ釧路鳥取大通店	北海道釧路市	(併設) ハードオフ網走店 オフハウス網走店	北海道網走市
(併設) ブックオフ音更店 ハードオフ音更店 オフハウス音更店 ホビーオフ音更店	北海道音更町	(併設) ハードオフ釧路木場店 オフハウス釧路木場店 ホビーオフ釧路木場店	北海道釧路郡釧路町

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
152名 (472名)	2名増 (12名増)	37.9歳	12年3ヶ月

(注) ( ) 内は臨時従業員 (パート・アルバイトスタッフ) を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北海道銀行	400,339 <sup>千円</sup>
株式会社北洋銀行	221,480
株式会社商工組合中央金庫	187,490
株式会社第四北越銀行	177,228
株式会社りそな銀行	127,442
株式会社みずほ銀行	6,666

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,318,748株（うち自己株式 289株）
- (3) 株主数 239名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
木下 勝寿	371,000株	28.13%
長谷川 勝也	232,085株	17.60%
株式会社ハードオフコーポレーション	210,400株	15.95%
ブックオフグループホールディングス株式会社	81,000株	6.14%
石澤 淳一	55,797株	4.23%
水谷 清文	38,400株	2.91%
エコノス従業員持株会	35,181株	2.66%
マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社	35,000株	2.65%
猪又 将哲	33,100株	2.51%
若杉 精三郎	27,400株	2.07%

(注) 持株比率は自己株式（289株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 勝 也	リユース事業本部長
取締役副社長	新行内 宏 之	経営企画室担当 経理部長 人事総務部長 営業支援本部長
取 締 役	寺 田 昌 人	寺田公認会計士事務所代表 税理士法人知野・寺田会計事務所代表社員 はやぶさトラスト監査法人代表社員
常勤監査役	藤 永 至 高	
監 査 役	田 村 克 美	
監 査 役	石 川 信 行	石川公認会計士事務所代表 国立大学法人北海道大学監事

- (注) 1. 取締役寺田昌人氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役藤永至高氏、監査役田村克美氏及び監査役石川信行氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役寺田昌人氏、監査役藤永至高氏、監査役田村克美氏及び監査役石川信行氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。  
4. 監査役石川信行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、240万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、併せて、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定は社外取締役に答申を得ていることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

##### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### c. 金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、月例の固定報酬のみであり、基本報酬を100%と決定する。

##### d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、株主総会において決定された報酬総額の限度内において、世間水準及び経営内容、従業員とのバランス等を考慮し、取締役会で決定する。

#### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2014年1月10日であり、決議の内容は、取締役の報酬は年額1億3,000万円以内（定款で定める取締役の員数は8名以内であり、使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）とし、そのうち社外取締役分は年額2,000万円以内とする旨の決定をしており、役員報酬規程に基づき、株主総会において決定された報酬総額の限度内において、取締役会で決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。

また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年9月30日であり、決議の内容は、監査役の報酬は年額3,000万円以内（定款で定める監査役の員数は4名以内）としており、役員報酬規程に基づき、株主総会において決定された報酬総額の限度内において、監査役の協議により決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を 除く)	46,839	46,839	-	-	2
社外取締役	1,856	1,856	-	-	1
監査役 (社外監査役を 除く)	-	-	-	-	-
社外監査役	6,000	6,000	-	-	3

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役3名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。
2. 当社の取締役及び監査役の報酬等については、月例の固定報酬のみであり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	兼職先と当社との関係
取締役	寺田 昌人	寺田公認会計士事務所	代表	当社と兼職先の間に重要な取引その他の関係はありません。
		税理士法人知野・寺田会計事務所	代表社員	当社と兼職先の間に重要な取引その他の関係はありません。
		はやぶさトラスト監査法人	代表社員	当社と兼職先の間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	石川 信行	石川公認会計士事務所	代表	当社と兼職先の間に重要な取引その他の関係はありません。
		国立大学法人北海道大学	監事	当社と兼職先の間に重要な取引その他の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
寺田 昌人	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っており、また、主に公認会計士として培ってきた経験・見地から、事業報告を鑑みての今後の方針や他業種との業務提携に係る助言などを行っております。
藤永 至高	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、会社経営等の豊富な経験と知識から、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。
田村 克美	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、会社経営等の豊富な経験と知識から、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。
石川 信行	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた経験・見地から適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	15,000 <sup>千円</sup>
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	—
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制基本方針」を取締役会で決議するとともに、各種社内規程や「コンプライアンスポリシー」等を整備し、コンプライアンスを遵守した業務運営を行う体制を整備しております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業倫理・コンプライアンスに関する基本姿勢を示した「行動指針」を制定し、また、当社の取締役及び使用人に対し、「エコノスクレドブック」を配布し、法令及び社会理念の遵守が企業活動の原点であることを周知徹底することで、経営理念の実現を図る。

[運用状況]

役員、新入及び中途社員に対し「エコノスクレドブック」を配布し、企業理念、コンプライアンスに関する基本姿勢、法令及び社会理念の遵守が企業活動の原点であることを周知徹底いたしました。

- ② コンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係る規程等を整備し、当社の取締役及び使用人等が規程に準拠した業務運営にあたるように研修等を通じ指導する。

[運用状況]

コンプライアンス関連規程を適時改訂することや、各役職に応じた研修を実施し、規程に準拠した業務運営にあたるよう指導いたしました。

- ③ 社長直轄の経営企画室は、「内部監査規程」に基づき、監査役及び必要に応じて会計監査人と連携して内部監査を行い、業務の適法性及び妥当性等を監査する。

[運用状況]

内部監査部門の経営企画室が監査役及び会計監査人と適時連携し、当社内拠点の業務の適法性及び妥当性等を監査いたしました。

- ④ 当社の取締役及び使用人は、法令もしくは定款上に違反する行為が行われていること、または行われようとしていることに気づいたときは、「公益通報保護規程」に規定される内部通報制度を通じて常勤監査役もしくは外部通報窓口へ当該事項を通報する。

[運用状況]

「公益通報保護規程」に基づき、適切に運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」等に基づき、取締役の職務執行に関する文書を重要度に応じて区分し、適切な保存期間を定め、保存及び管理をする。

[運用状況]

保存が必要な文書については、「文書管理規程」に基づき、セキュリティが確保された場所において保存しております。

- ② 文書管理部署である人事総務チームは、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれらの文書を閲覧に供する。

[運用状況]

取締役の職務の執行に関する文書は適切に管理され、閲覧請求に対し常に対応できる状態にあります。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は取締役会規則に則り、月1回定例開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく業務執行の決定が行われる体制を整備する。

[運用状況]

定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行の決定が迅速に行われております。当事業年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を2回の計14回開催いたしました。

- ② 当社の常勤取締役、常勤監査役及び経営企画室長から構成される原則月1回開催する経営会議において、情報の共有及び意思疎通等を行い、迅速に経営判断が行える体制を整備する。

[運用状況]

経営会議において情報共有及び意思疎通等を行い、迅速に経営判断が行える体制を整備しており、当事業年度においては経営会議を11回開催しております。

- ③ 当社全体の中期事業計画及び各年度予算を策定し、進捗状況を定期的に確認することで、取締役の業務執行の効率性を確保する。

[運用状況]

定時取締役会、必要に応じての臨時取締役会及び経営会議を開催し、事業計画の策定及び年度予算を策定するとともに、その都度進捗状況を確認し、取締役の業務執行の効率性を確保しております。

(4) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という）を置くことを求めた場合には、当該監査役スタッフを配置するものとし、その業務内容及び期間等は監査役会と相談し、その意見を十分考慮のうえ検討する。

[運用状況]

現在、使用人は配置されていません。

- ② 監査役スタッフは、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、取締役の指揮命令を受けず監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

[運用状況]

現在、使用人は配置されていません。

- ③ 監査役スタッフの任命及び異動については、監査役会の同意を必要とし、業務執行者からの独立性を確保する。

[運用状況]

現在、使用人は配置されていません。

(5) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行にかかわる重要文書を閲覧し、定期的または必要に応じて当社の取締役及び使用人に対してヒアリングを行い、業務執行状況等の説明を求めることができる。

[運用状況]

取締役会等の重要会議に出席し、業務執行状況等の報告を受けるほか、重要文書を閲覧することや適宜当社の取締役及び使用人に対してヒアリングを実施しております。

- ② 当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

[運用状況]

取締役会等の重要会議に出席し、業務執行状況等の報告を受けるほか、重要文書を閲覧することや適宜当社の取締役及び使用人に対してヒアリングを実施しております。

- ③ 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

[運用状況]

通報者及び報告者の保護を「公益通報保護規程」に規定しており、常時社内でも閲覧可能となっております。

(6) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的及び随時に意見交換を実施する。

[運用状況]

監査役は、代表取締役等との定期的な意見交換を年1回実施いたしました。

- ② 監査役は、会計監査人及び経営企画室と連携をとることで、監査役の監査業務を効率的に進める。

[運用状況]

監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を年9回及び経営企画室との定期的な意見交換を年2回実施いたしました。

- ③ 監査役の職務を執行する上で必要な費用について、当社は当該費用を速やかに支払うものとする。

[運用状況]

監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い、速やかに処理しております。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「コンプライアンスポリシー」を定め、反社会的勢力との関係を拒絶することをはじめ、「反社会的勢力取引防止規程」において、反社会的勢力とのトラブル発生の防止と発生時の迅速な対応を図るとともに、警察当局、弁護士等と連携して、不当要求に備えるものとする。

[運用状況]

「コンプライアンスポリシー」及び「反社会的勢力取引防止規程」に準拠し、業務を遂行しております。

(8) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、リスク管理責任者を定め、全社でリスク管理に取り組む体制を構築し、リスクの識別・評価・管理を行う。

[運用状況]

「リスク管理規程」に基づき、常勤監査役、各事業部長及び経営企画室長が参加するリス

ク管理委員会で想定されるリスクを特定し、それぞれのリスクについて発生の可能性及び発生した場合の影響度を評価した上で、適切な管理方針を策定し、社長に提言いたしました。

- ② 経営企画室が行う、当社各部署に対する内部監査を通じて、当社のリスクを早期に発見し、解決を図る。

[運用状況]

経営企画室は内部監査を通じて当社各部署に対するリスクの早期発見と未然の防止に努めております。当事業年度においては、各部署に対する内部監査を101回実施いたしました。

- ③ 有事の際は、当社の代表取締役社長を本部長とする「危機対策本部」が統括して危機管理にあたり、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

[運用状況]

有事の際は、危機管理体制等を規定した「危機管理マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備できるよう従業員周知を行いました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、新規出店をはじめとする事業活動の拡大及び強固な経営基盤の確立を目的とした財務体質強化のための内部留保を勘案しつつ、業績に応じて剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、財務基盤強化のための内部留保を拡充するため無配とさせていただきます。株主の皆様におかれましては、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。今後の利益還元につきましては、当社の財政状態及び経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議により行う旨を定款で定めており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨、定款で定めております。

(注) 本事業報告の金額は、表示未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,652,569	流動負債	848,692
現金及び預金	517,048	買掛金	6,742
売掛金	127,154	短期借入金	250,000
商成品	956,446	1年内返済予定の長期借入金	281,675
前渡金	366	リース負債	45,827
前払費用	49,965	未払金	89,702
その他	1,587	未払費用	75,739
固定資産	1,101,081	未払法人税等	23,854
有形固定資産	678,723	未払消費税等	21,769
建物	149,310	契約負債	5,487
構築物	8,280	預り金	5,016
機械及び装置	1,537	前受収益	326
工具、器具及び備品	93,896	ポイント引当金	2,723
土地	115,483	賞与引当金	39,828
リース資産	310,214	固定負債	1,232,208
その他	0	長期借入金	588,970
無形固定資産	1,380	リース負債	443,868
その他	1,380	長期未払金	31,858
投資その他の資産	420,977	退職給付引当金	68,121
投資有価証券	34,797	資産除去債務	97,371
出資	20	その他	2,019
長期前払費用	2,950	負債合計	2,080,900
敷金	283,216	純資産の部	
保険積立金	49,849	株主資本	662,088
保証金	2,190	資本金	335,903
繰延税金資産	47,953	資本剰余金	284,230
資産合計	2,753,651	資本準備金	284,230
		利益剰余金	42,118
		利益準備金	32,100
		その他利益剰余金	10,018
		繰越利益剰余金	10,018
		自己株式	△164
		評価・換算差額等	10,661
		その他有価証券評価差額金	10,661
		純資産合計	672,750
		負債及び純資産合計	2,753,651

損益計算書  
(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,192,472
売上原価		1,356,100
売上総利益		2,836,372
販売費及び一般管理費		2,646,151
営業利益		190,220
営業外収益		
受取配当金	709	
手数料収入	6,706	
業務受託手数料	2,577	
消費税差額	2,870	
雑収入	4,670	17,533
営業外費用		
支払利息	58,007	
雑損	5,508	63,516
経常利益		144,237
特別利益		
関係会社株式売却益	36,122	36,122
税引前当期純利益		180,360
法人税、住民税及び事業税	24,739	
法人税等調整額	△15,581	9,157
当期純利益		171,203



**株主資本等変動計算書**  
(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	335,126	283,453	283,453	32,100	△161,184	△129,084	△164	489,330
当 期 変 動 額								
新株予約権の行使	777	777	777					1,555
当 期 純 利 益					171,203	171,203		171,203
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	777	777	777	-	171,203	171,203	-	172,758
当 期 末 残 高	335,903	284,230	284,230	32,100	10,018	42,118	△164	662,088

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	8,351	8,351	497,682
当 期 変 動 額			
新株予約権の行使			1,555
当 期 純 利 益			171,203
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額(純額)	2,310	2,310	2,310
当 期 変 動 額 合 計	2,310	2,310	175,068
当 期 末 残 高	10,661	10,661	672,750



## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ブックオフ事業関連商品（書籍、ソフト等）

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・ハードオフ事業関連商品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～40年

工具、器具及び備品 2～15年

また、事業用定期借地契約による借地上の建物及び定期建物賃貸借契約による建物については、耐用年数を定期借地権または定期借家権の残存期間、残存価額を零とした定額法によっております。

#### (2) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 長期前払費用

支出の効果の及ぶ期間で均等償却しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) ポイント引当金

顧客からの購入実績に応じて付与したポイントについては、ポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額に基づき計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社はリユース事業を営んでおり、店舗における顧客への商品引き渡し時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引き渡し時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

(会計上の見積りに関する注記)

## 1. リユース事業の固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

リユース事業の固定資産 619,632千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ① 算出方法

当事業年度において、リユース事業の一部の店舗において減損の兆候が識別されたことから、該当店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識を判定しております。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローは、市場環境や類似店舗における過去の実績を考慮した事業計画を基礎として見積っております。

### ② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、事業計画の基礎となる売上高及び成長率であります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については限定的であることを前提としております。

### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である事業計画の基礎となる売上高及び成長率は、見積りの不確実性が高く、今後の推移が見積りの前提とした仮定と乖離した場合には、翌事業年度において重要な減損損失が発生する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 47,953千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ① 算出方法

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、繰延税金資産の計上額を算出しております。

### ② 主要な仮定

繰延税金資産の計上額は翌事業年度の事業計画及び将来の利益計画を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールリングの結果により算出しております。

### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得見込額は、将来の経営環境の変化等によって影響を受けるため見積りの不確実性が高く、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産	建物	3,678千円
	土地	115,463千円
	投資有価証券	26,726千円
	計	145,867千円
(2) 担保に係る債務	短期借入金	200,000千円
	1年内返済予定の長期借入金	115,858千円
	長期借入金	271,971千円
	計	587,829千円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,313,091千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	1,314,428	4,320	-	1,318,748

(注) 普通株式の発行済株式数の増加4,320株はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	289	-	-	289

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	4,986千円
未払事業所税	2,471千円
商品	385千円
賞与引当金	12,111千円
ポイント引当金	828千円
退職給付引当金	23,855千円
投資有価証券減損	3,216千円
リース債務	24,564千円
資産除去債務	29,610千円
減損損失	28,646千円
繰越欠損金 (注)	16,183千円
その他	2,690千円
繰延税金資産小計	149,550千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	-千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△60,606千円
評価性引当額小計	△60,606千円
繰延税金資産合計	88,944千円

繰延税金負債

リース資産	△25,540千円
資産除去債務見合資産	△10,790千円
その他有価証券評価差額	△4,659千円
繰延税金負債合計	△40,990千円
繰延税金資産の純額	47,953千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	16,183	16,183
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	16,183	16,183

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関借入によります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については発行体（取引先企業）の業績等による市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は主に賃借している店舗の所有者に差し入れしているものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

短期借入金の使途は運転資金であります。長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の使途は運転資金及び設備資金であり、償還期限が長期にわたるため、流動性リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

敷金については、新規出店店舗に関しては、入居時に取引先企業または個人の信用状況について調査し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を月次必要資金相当額以上に維持するよう、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	27,797	27,797	-
(2) 敷金	283,216	277,287	△5,929
資産計	311,014	305,085	△5,929
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	870,645	867,986	△2,658
(2) リース債務(1年内返済予定を含む)	489,695	514,522	24,827
負債計	1,360,341	1,382,509	22,168

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
優先株式	6,000
非上場株式	1,000

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	27,797	-	-	27,797



(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	277,287	-	277,287
長期借入金	-	867,986	-	867,986
リース債務	-	514,522	-	514,522

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によって評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローと、国債の利回り等を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価については、元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務に関する注記)

当社は事業用資産の一部について建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は4年から20年、割引率は0%から2.17%を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	96,702千円
時の経過による調整額	669千円
当事業年度末残高	97,371千円

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
事業区分別の内訳

(単位：千円)

	事業区分		その他 (注)	合計
	リユース 事業	計		
ブックオフ	1,146,175	1,146,175	-	1,146,175
ハードオフ	877,710	877,710	-	877,710
オフハウス	1,233,226	1,233,226	-	1,233,226
ホビーオフ	742,877	742,877	-	742,877
ガレージオフ	29,251	29,251	-	29,251
ロジスティクス事業	89,370	89,370	-	89,370
3R事業	70,245	70,245	-	70,245
その他	-	-	59	59
顧客との契約から生じる収益	4,188,857	4,188,857	59	4,188,916
その他の収益	-	-	3,556	3,556
外部顧客への売上高	4,188,857	4,188,857	3,615	4,192,472

(注) 「その他」は、不動産事業及び2022年4月に終了したグリーン住宅ポイントの商品交換事業を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当期首残高	当期末残高
契約負債	5,427	5,487

契約負債は主に、当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当事業年度に認識した収益のうち、当期首残高に含まれていたものは、5,427千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### (1 株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 510円26銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 129円94銭 |

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社エコノス  
取締役会御中

三優監査法人

札幌事務所

指 定 社 員 公認会計士 岡 島 信 平  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 宇 野 公 之  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エコノスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社エコノス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 藤永 至高 ㊟

社外監査役 田村 克美 ㊟

社外監査役 石川 信行 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	はせがわ かつや 長谷川 勝也 (1966年6月25日生)	1992年8月 北見シグナス商事株式会社（現当社）入社 1993年5月 当社監査役 1995年5月 当社取締役営業本部長 1998年4月 当社代表取締役社長（現任） 2020年4月 当社リユース事業本部長（現任） 現在に至る	232,085株
2	しんぎょうじ ひろゆき 新行内 宏之 (1961年2月8日生)	1989年11月 株式会社日本ソフトバンク（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 1991年2月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年2月 株式会社タスコシステム入社 2000年3月 同社取締役管理本部長 2002年8月 日本S G I株式会社入社 2002年9月 同社執行役員財務経理本部長 2006年6月 当社監査役 2014年1月 当社取締役 2015年8月 当社取締役副社長（現任） 2016年8月 当社経営企画室担当 兼 経理部担当 兼 人事総務部長 2021年4月 当社営業支援本部長（現任） 2021年7月 当社経営企画室担当 兼 経理部長 兼 人事総務部長（現任） 現在に至る	7,000株



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	てらだ まさと 寺田昌人 (1963年9月6日生)	1991年10月 KPMG センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2001年10月 株式会社 KPMG FAS 転籍 2012年9月 寺田公認会計士事務所設立 代表（現任） 2014年6月 当社社外監査役 2016年4月 税理士法人知野・寺田会計事務所 代表社員（現任） 2018年6月 当社社外取締役（現任） 2021年7月 はやぶさトラスト監査法人 代表社員（現任） 現在に至る	-株

- (注)
1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  2. 寺田昌人氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
  3. 寺田昌人氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は9年となります。
  4. 寺田昌人氏と当社は、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、240万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。また、同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
  5. 当社は、取締役寺田昌人氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
  6. 寺田昌人氏は、公認会計士としての専門的見地や経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験を当社の経営に活用することに加えて、既に5年間当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいていることから、社外取締役候補者として適任であると判断したため選任いたしました。今後においては、公認会計士としての専門的見地や経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活用し、多角的な視点から監督及び助言していただくことに併せて、引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと期待しております。



## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ふじなが よしたか 藤永至高 (1956年3月18日生)	1979年4月 札幌東芝商品販売株式会社（現東芝コンシューママーケティング株式会社）入社 2005年2月 同社道東支店長 2009年4月 同社道央支店長 2012年4月 東芝エリイソリューション株式会社入社北海道支店営業グループ長 2016年3月 同社退社 2016年6月 当社社外監査役（現任） 現在に至る	-株
2	たむら かつみ 田村克美 (1950年12月17日生)	1969年3月 道東東芝商品販売株式会社（現東芝コンシューママーケティング株式会社）入社 2003年10月 同社コモディティ営業統括北海道支店長 2010年12月 同社退社 2011年1月 株式会社パソナエンパワー（現株式会社パソナマーケティング）北海道支店長 2012年10月 同社札幌営業所長 2013年9月 同社退社 2014年1月 当社社外監査役（現任） 現在に至る	-株
3	いしかわ のぶゆき 石川信行 (1968年3月26日生)	1993年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1997年8月 石川公認会計士事務所設立 代表（現任） 2005年4月 北海道大学会計専門職大学院 実務家教員 2014年6月 日本公認会計士協会北海道会 副会長 2018年6月 当社社外監査役（現任） 2020年9月 国立大学法人北海道大学 監事（現任） 現在に至る	-株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 藤永至高氏、田村克美氏及び石川信行氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。  
3. 藤永至高氏、田村克美氏及び石川信行氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ7年、9年6ヶ月及び5年であります。

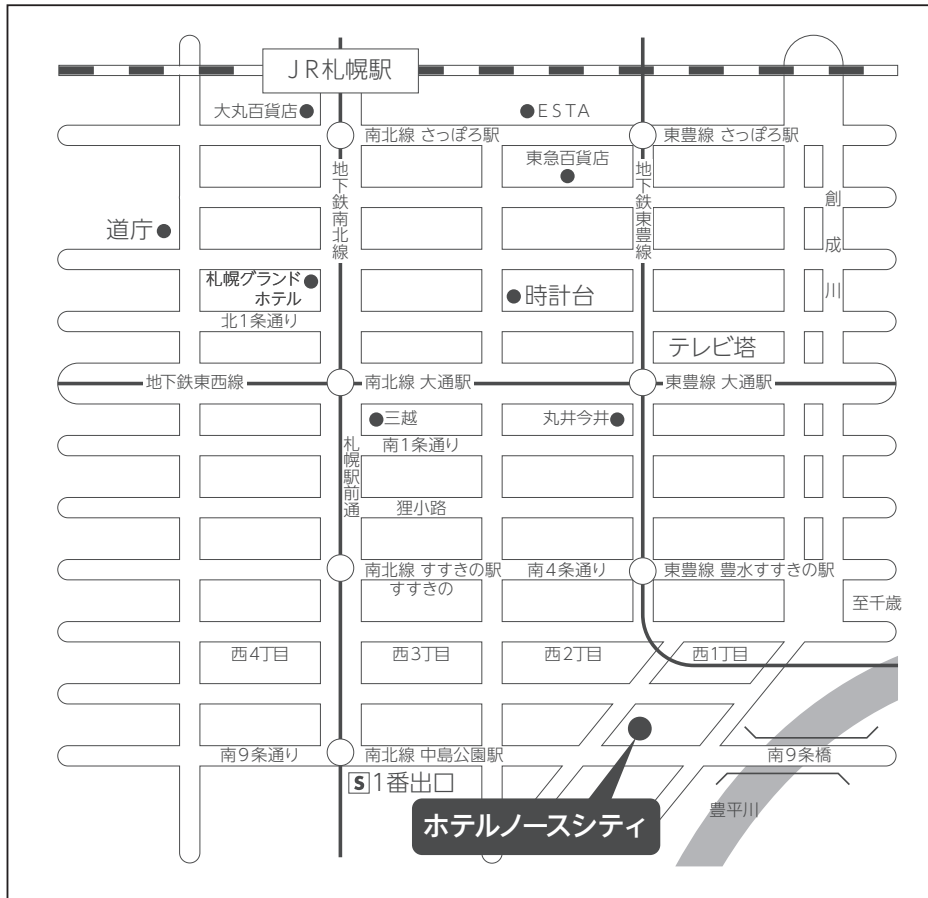
4. 藤永至高氏、田村克美氏及び石川信行氏と当社は、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、240万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。また、各氏の再任が承認された場合には、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、監査役藤永至高氏、監査役田村克美氏及び監査役石川信行氏を、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届けており、各氏が監査役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 藤永至高氏につきましては、支店長経験が豊富であり、会社経営及び業務全般に関する深い知識と経験を有しており、その立場から当社の経営を監視していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任いたしました。
7. 田村克美氏につきましては、支店長、営業所長の経験が豊富であり、会社経営及び業務全般に関する深い知識と経験を有しており、その立場から当社の経営を監視していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任いたしました。
8. 石川信行氏は、公認会計士としての高い専門性とともな経営者としての知識及び経験を有することから、独立した客観的な視点より経営及び業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任いたしました。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

- 会場／ 北海道札幌市中央区南九条西1丁目  
ホテルノースシティ 2階「藻岩の間」  
\*昨年と同じホテル及び同じ階ですが、会場が異なります  
ので、お間違えのないようお願い申し上げます。
- 電話／ (011) 512-9748 (代表)
- URL／ <http://www.northcity.or.jp/>



- [交通機関]
- 地下鉄南北線 中島公園駅下車  
1番出口より徒歩約3分
  - 札幌駅からタクシー約10分

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。